

京都議定書報告に必要とされる情報

1. 京都議定書で吸収源として認められる森林とは？

○森林による吸収量のうち、京都議定書における森林吸収源として計算の対象にできるのは、

- ・ 1990年以降に新たに森林になった場所等
- ・ 開発等により土地利用が森林でなくなった場所
- ・ いわゆる「森林経営」が行われている森林

とされています。

○このため、この報告のためには、これら対象となる森林の抽出・特定が必要となります。

京都議定書の報告の対象となる森林

